

平成27年度 指定管理者業務実績シート

作成年月日 平成28年6月20日

部	教育委員会生涯学習部	課	生涯学習文化課
---	------------	---	---------

施設名・所在地	函館市公民館 函館市青柳町12番17号 函館市亀田公民館 函館市富岡町1丁目18番3号																																																		
設置条例	函館市公民館条例																																																		
指定管理者名	公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団	指定期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間																																																
指定管理者の特別な要件			選定区分 公募 非公募																																																
設置目的	市民のために実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため																																																		
設置年月	函館市公民館 昭和22年5月 函館市亀田公民館 昭和38年6月	建設費																																																	
構造規模等	<p>&lt;函館市公民館&gt;</p> <p>鉄筋コンクリート造3階建、レンガ造2階建、木造平屋建、延床面積：1,230.97㎡</p> <p>講堂／第1集会室／第2集会室／第3集会室／陶芸実習室 ほか</p> <p>&lt;函館市亀田公民館&gt;</p> <p>木造モルタル2階建、延床面積：489.24㎡</p> <p>講堂／第1集会室／第2集会室／第3集会室／調理室 ほか</p>																																																		
開館時間 休館日等	<p>開館時間：午前9時～午後9時まで</p> <p>休館日：月曜日、国民の祝日、年末年始</p>																																																		
料金体系	<p>ア 利用料金制 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>イ 利用料金</p> <p>&lt;函館市公民館&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>正午から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>600円</td> <td>1,050円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>380円</td> <td>600円</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>380円</td> <td>600円</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>第3集会室</td> <td>150円</td> <td>300円</td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td>陶芸実習室</td> <td>260円</td> <td>440円</td> <td>530円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 陶芸実習室の使用者が陶芸窯を使用する場合は、使用1時間までごとに200円を支払う 2 暖房を使用した場合は5割増し</p> <p>&lt;函館市亀田公民館&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>正午から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>240円</td> <td>420円</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>180円</td> <td>300円</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>360円</td> <td>600円</td> <td>660円</td> </tr> <tr> <td>第3集会室</td> <td>360円</td> <td>600円</td> <td>660円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>240円</td> <td>420円</td> <td>480円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 暖房を使用した場合は5割増し</p>			区分	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	講堂	600円	1,050円	1,200円	第1集会室	380円	600円	750円	第2集会室	380円	600円	750円	第3集会室	150円	300円	380円	陶芸実習室	260円	440円	530円	区分	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	講堂	240円	420円	480円	第1集会室	180円	300円	360円	第2集会室	360円	600円	660円	第3集会室	360円	600円	660円	調理室	240円	420円	480円
区分	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで																																																
講堂	600円	1,050円	1,200円																																																
第1集会室	380円	600円	750円																																																
第2集会室	380円	600円	750円																																																
第3集会室	150円	300円	380円																																																
陶芸実習室	260円	440円	530円																																																
区分	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで																																																
講堂	240円	420円	480円																																																
第1集会室	180円	300円	360円																																																
第2集会室	360円	600円	660円																																																
第3集会室	360円	600円	660円																																																
調理室	240円	420円	480円																																																

1 指定管理者が行う業務の内容および実施状況

(1)管理業務

ア 事業の実施に関すること

- (ア) 高齢者大学, 定期講座, 講習会, レクリエーションその他の集会の主催・奨励に関すること
- (イ) グループ活動の育成, 振興に関すること
- (ウ) 各種関係機関との情報, 刊行物等の交換に関すること
- (エ) リーダーバンクの登録(人材登録)および体験講座等の開催に関すること

イ 利用者に関すること

ウ 維持管理業務に関すること

エ その他教育委員会が定める業務

(2)事業の実施

ア 高齢者大学青柳校

5/28~11/26 23回実施(健康, 歴史, ボランティア, 音楽など)

イ 公民館講座

<函館市公民館>

成人対象5講座, 計23回実施(コーラス, 着付け など)

子ども対象4講座, 計21回実施(絵てがみ, 絵画, 土鈴づくり など)

<函館市亀田公民館>

成人対象3講座, 計40回実施(絵手紙, 親子体操, 着付け など)

親子対象1講座, 計6回実施(体操)

子ども対象1講座, 計1回実施(書き初め)

ウ 地域交流事業

<函館市公民館>

異世代音楽交流会(高齢者大学青柳校と青柳小学校の音楽交流会)

<函館市亀田公民館>

ざいだん地域講習会「普通救命講習」(財団職員による地域住民・公民館利用者向け講座)

エ 体験講座

<函館市公民館>

8講座(お茶体験, 歴史講座, 生け花, アロマサボン, 小型犬の洋服づくり など)

<函館市亀田公民館>

4講座(百人一首競技かるた, 飴づくり, ひな祭りのスイーツづくり, 日本の踊り体験)

オ 自主事業

<函館市公民館>

事業名	内容
公民館コンサート2015 ざいだん春いちばんコンサート	ピアノ・マリンバ・メゾソプラノによる演奏会
丘の上の芸術祭	市内で活動する音楽団体5組のコンサートおよびステンドグラス・陶芸・書道の作品展示
第1回公民館コンサート	市内で活躍する音楽家によるピアノと箏による無料のコンサート

2 市民サービス向上のためのその他の取り組み実績

＜函館市公民館＞

- ・正面玄関前の階段に白線を塗装
- ・舞台袖のドアにのぞき窓を取付
- ・第二集会室（土足禁止）利用者のために、シューズラックとスリッパを購入
- ・財団広報誌への情報掲載

＜函館市亀田公民館＞

- ・男女トイレの窓に防寒用ビニールを貼り付け
- ・暖房便座の購入
- ・財団広報誌への情報掲載

3 市民ニーズの把握の実施状況

＜函館市公民館＞

- ・アンケート用紙，回収箱をロビーに設置
- ・利用者懇談会の開催（H28.2.17，12団体12名参加）

＜函館市亀田公民館＞

- ・アンケート用紙，回収箱をロビーに設置
- ・利用者懇談会の開催（H28.3.3，22団体24名参加）

4 施設の利用状況

(1) 平成27年度の月別利用者数（主催事業参加者含）

＜函館市公民館＞

(単位：人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数	1,174	914	1,977	2,113	1,195	2,822	3,504	3,086	1,027	767	779	2,179	21,537

＜函館市亀田公民館＞

(単位：人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数	1,591	1,413	1,755	1,539	1,115	1,453	1,758	1,341	1,369	1,074	1,212	1,411	17,031

(2) 平成27年度施設別稼働率

＜函館市公民館＞

(単位：%)

区分	講堂	第1集会室	第2集会室	第3集会室	陶芸実習室
稼働率	44.0	20.1	14.1	12.0	37.5

＜函館市亀田公民館＞

(単位：%)

区分	講堂	第1集会室	第2集会室	第3集会室	調理室
稼働率	81.0	33.3	20.7	34.1	2.0

(3) 年度別利用者数

＜函館市公民館＞

(単位：人)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
延利用者数	29,867	29,137	32,530	1,916	21,537

※平成26年度は、改修工事のため7月から翌3月まで休館

<函館市亀田公民館>

(単位：人)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
延利用者数	20,514	20,375	19,496	24,412	17,031

<2館合計>

(単位：人)

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
延利用者数	50,381	49,512	52,026	26,328	38,568

5 指定管理者の収支状況

(単位：円)

区 分		平成26年度	平成27年度
収 入	委託料		33,888,000
	利用料金収入	1,453,372	1,597,310
	公民館事業収入		7,700
	自主事業収入		178,158
	その他		36,971
	計	1,453,372	35,708,139
支 出	人件費	0	21,353,891
	消耗品費	408,772	855,549
	燃料費	537,754	373,832
	印刷製本費	0	54,000
	光熱水費	1,244,270	2,361,546
	修繕費	734,146	2,313,630
	通信運搬費	341,619	522,394
	手数料	0	552,088
	委託費	2,504,241	2,161,060
	賃借料	291,103	663,302
	保険料	99,170	200,735
	原材料費	0	0
	備品購入費	0	1,091,124
	その他諸経費	14,545	506,084
	事業費	474,216	958,084
	消費税等	0	1,706,500
	計	6,649,836	35,673,819
	当該施設の利用者一人当たり税金投入コスト		—

※1 指定期間：平成27年度～平成31年度（平成26年度までは直営）

※2 平成26年度利用料金収入は、使用料の額（公民館が改修工事期間中のため、22～24年度平均額を利用）

※3 平成27年度収支差額は、次年度繰越金へ充当

6 モニタリングの実施状況および指定管理者に対する改善指示等の実施状況

各種報告書の提出

- 管理業務月次報告書
- 管理業務四半期収支報告書
- 事業報告書（管理業務，収支）
- 利用者懇談会結果報告書

7 指定管理者に対する評価

(1) 指定管理者の自己評価

区分	評価	評価の内容	課題と今後の対応
業務の履行状況	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職員に写真付き名札の携行を義務付けている。</li> <li>• 公民館では、石館ホールを会場として作品展を実施した。</li> <li>• 独自の財務会計システムを導入し、会計処理を行っている。</li> </ul>	<p>今後も継続して日常点検や保守点検，危険箇所の修繕を実施することにより，利用者の安全を確保していきたい。</p>
サービスの質の状況	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各種研修に参加し，職員の資質向上に努めている。</li> <li>• 無料広報誌「ステップアップ」を活用するなど，積極的に情報発信を行っている。</li> <li>• 公民館では，地域の小学校と連携した事業を実施している。</li> </ul>	<p>ホームページ等により施設の利用案内や講座案内などの広報活動を行うとともに，利用しやすい施設づくりを目指し，サービス向上のための研修を実施するなど，より良いサービスの提供に努めていきたい。</p>
団体の経営状況	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業収支，経営状況ともに適正である。</li> </ul>	<p>今後も，事業収支・経営状況ともに適正であるよう努めたい。</p>

(2) 市の指定管理者に対する実績評価

区分	評価	評価の内容	課題と今後の対応
業務の履行状況	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 写真付き名札の携行を義務付けるなど，実施体制は整えられている。</li> <li>• 亀田公民館の老朽箇所の補修など，施設の維持に努めている。</li> <li>• 防災マニュアルや消防訓練など，緊急時の体制が整えられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各種講座の充実を図っていただきたい。</li> <li>• 石館ホールのさらなる活用について検討していただきたい。</li> </ul>
サービスの質の状況	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各種研修への参加により，職員の資質向上に努めている。</li> <li>• 利用者からの要望を，設備備品の導入等に反映させている。</li> <li>• 無料広報誌「ステップアップ」を活用するなど，積極的に情報発信を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後もアンケートや利用者懇談会により市民の声が施設の運営に反映されるよう努めていただきたい。</li> <li>• 今後もホームページ等の活用により，積極的な情報発信を行っていただきたい。</li> </ul>
団体の経営状況	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業収支，経営状況ともに適正であり，問題はない。</li> </ul>	-

- A 協定書を遵守し，事業計画書及び仕様書の水準以上がなされている。  
（事業収支，経営状況に問題はない）
- B 協定書を遵守し，事業計画書及び仕様書の水準どおり行われている。  
（事業収支，経営状況の今後に注意を要する）
- C 協定書の遵守しているが，事業計画書及び仕様書の水準をやや満たしておらず，課題がある。（事業収支，経営状況に早急な改善を要する）
- D 協定書や事業計画書に不履行がある。または，業務水準を満たしていない。